

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 朋和会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市佐伯区三宅六丁目265番地
- (3) 設立認可年月日 昭和50年8月11日
- (4) 設立登記年月日 昭和50年8月25日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	岡本 隆嗣	医療法人社団朋和会 西広島リハビリテーション病院 院長 医療法人社団朋和会 老人保健施設花の丘 管理者
常任理事	[Redacted]	[Redacted]
理 事	[Redacted]	[Redacted]
同	[Redacted]	[Redacted]
同	[Redacted]	[Redacted]
同	[Redacted]	[Redacted]
同	[Redacted]	[Redacted]
同	[Redacted]	[Redacted]
監 事	[Redacted]	[Redacted]

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	医療法人社団朋和会西広島リハビリテーション病院	広島県広島市佐伯区三宅六丁目265番地	療養病床 139床 [医療保険 139床]

介護老人 保健施設	医療法人社団朋和 会老人保健施設花 の丘	広島県広島市佐伯区三宅六丁目 265番地	入所定員 96名 通所定員 50名
--------------	----------------------------	-------------------------	----------------------

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
健康増進施設 健康開発センター ウイル (人間ドック健診)	広島県広島市佐伯区三宅六丁目 265番地	
居宅介護支援事業所 居宅介護センター とも	広島県広島市佐伯区三宅六丁目 265番地	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実施場所	備 考
		該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年4月4日 [REDACTED] に対する保険契約の譲渡について
- 令和4年5月30日 令和3年度決算の承認
- 〃 役員給与の決定
- 〃 令和4年度の借入金総額の最高限度額の決定（2,600百万円）
- 令和5年2月20日 一時払い終身保険の契約について
- 令和5年3月20日 令和5年度の事業計画、および、予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) そ の 他

該当なし

以上

様式 2

法人名 医療法人社団 朋和会
 所在地 広島県広島市佐伯区三宅 6 丁目 265 番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	3,801,159 千円
2. 負 債 額	2,410,021 千円
3. 純 資 産 額	1,391,138 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,878,581
B 固 定 資 産	1,922,578
C 資 産 合 計 (A+B)	3,801,159
D 負 債 合 計	2,410,021
E 純 資 産 (C-D)	1,391,138

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 朋和会

※医療法人整理番号

所在地 広島市佐伯区三宅六丁目265番地

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,878,581	I 流動負債	365,754
現金及び預金	1,339,698	買掛金	19,749
医療未収金	507,140	短期借入金	145,000
未収入金	10,896	未払金	546
医薬品	6,050	未払費用	122,129
医療消耗備品	4,317	未払法人税等	202
給食用材料	2,858	未払消費税等	5,026
消耗備品	4,855	賞与引当金	73,100
前払費用	5,193	II 固定負債	2,044,267
立替金	570	長期借入金	1,916,776
貸倒引当金	-3,000	退職給付引当金	107,491
II 固定資産	1,922,578	役員退職慰労引当金	20,000
1 有形固定資産	1,160,357	負債合計	2,410,021
建物	690,307	純資産の部	
構築物	56,583	科目	金額
医療用器械備品	51,962	I 出資金	60,000
その他の器械備品	78,786	II 積立金	1,331,138
車両及び船舶	2,223	繰越利益積立金	1,331,138
土地	280,494		
2 無形固定資産	7,666		
ソフトウェア	5,629		
電話加入権	996		
水道施設利用権	1,040		
3 その他の資産	754,554		
有価証券	20,000		
出資金	100		
長期預け金	42		
長期前払費用	1,881		
敷金	7,747		
保険積立金	714,803		
繰延消費税等	9,980		
資産合計	3,801,159	純資産合計	1,391,138
		負債・純資産合計	3,801,159

法人名 医療法人社団 朋和会

※医療法人整理番号

所在地 広島市佐伯区三宅六丁目265番地

損 益 計 算 書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,858,349
2 事業費用		2,922,291
本来業務事業損失		△ 63,941
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		241,358
2 事業費用		264,616
附帯業務事業損失		△ 23,257
事業損失		△ 87,198
II 事業外収益		
受取利息及び配当金	25	
施設利用収入	20,167	
雑収入	43,612	63,805
III 事業外費用		
支払利息	10,587	
雑損失	26	10,614
経常損失		△ 34,007
IV 特別利益		
固定資産売却益	199	
保険解約差額	24,683	24,883
V 特別損失		
固定資産除却損	22	
資産の控除対象外消費税等	5,207	5,230
税引前当期純損失		△ 14,354
法人税、住民税及び事業税		206
当期純損失		△ 14,560

様式 5

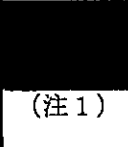

法人名 医療法人社団 朋和会 ※医療法人整理番号

--	--	--	--

 所在地 広島市佐伯区三宅六丁目265番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員 の近 親者 が代 表者 であ る法 人	 (注1)		572,011	不動産賃 貸業	不動産賃 借ほか	定期保険 の譲渡	-66,387 (注2)	保険解約差 額(差損)	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. が代表取締役である法人。

(注) 2. 当法人の資本政策に関連した関係事業者への譲渡。譲渡金額は法人税法に準拠したもので
税務署に確認の上、臨時社員総会にて決定した。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当医療法人は、個人である関係事業者との該当取引はありません。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 朋和会
理事長 岡本 隆嗣 殿

私は、医療法人社団 朋和会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 25日

医療法人社団 朋和会

監事